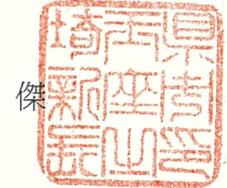


新座市告示第 46 号

新座市ブロック塀等撤去・築造工事助成金交付要綱（平成30年新座市告示第388号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 26 日

新座市長 並 木



次の表中下線の表示部分については、当該表示部分を削る。

改 正 後	改 正 前
附 則 この告示は、平成30年10月1日から施行する。	附 則 <u>1</u> この告示は、平成30年10月1日から施行する。 <u>2</u> この告示は、 <u>令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第13条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。</u>

附 則

この告示は、告示の日から施行する。